

新型インフルエンザ等対策に関する 業務計画および事業継続計画

平成27年 6月 (制定)
令和 2年 4月1日 (更新)
令和 7年12月1日 (更新)

五所川原ガス株式会社

目 次

第1章 総則	1
1-1 業務計画の目的、基本方針	1
1-2 業務計画の運用	1
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制	1
2-1 新型インフルエンザ等対策の実施体制	1
2-2 情報収集及び共有体制、関係機関との連携	2
第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項	3
3-1 感染対策の検討・実施	3
3-1-1 平常時における対応	3
3-2 第一次非常体制における対応	3
3-2-1 情報収集及び周知	3
3-2-2 基本的な対応	3
3-2-3 感染予防のための措置	3
3-3 第二次非常体制における対応	3
3-3-1 情報収集及び周知	3
3-3-2 事業運営体制	4
3-3-3 基本的な対応	4
3-3-4 感染拡大予防のための措置	4
3-4 第三次非常体制における対応	4
3-4-1 情報収集及び周知	4
3-4-2 事業運営体制	4
3-4-3 基本的な対応	4
3-4-4 感染拡大予防のための措置	5
3-5 感染終息に向けた対応	5
第4章 事業継続計画	5
4-1 基本方針	5
4-2 継続業務の特定と継続方法	5
4-3 特定接種の実施	7
4-3-1 接種対象	7
4-3-2 接種場所	7
4-3-3 その他	7
第5章 その他	7
5-1 教育・訓練	7
5-2 計画の見直し	7
別表第1-1 新型インフルエンザ発生時の体制	8
別表第1-2 業務分担	8
別表第2 非常体制発令・解除の権限者	8
別表第3 体制発令・解除の伝達経路	9
別表第4 本部長代行順位	9
別表第5 指令伝達及び情報連絡経路	9
別表第6 社外機関に対する通報・連絡の経路	10

第1章 総則

1-1 業務計画の目的、基本方針

この業務計画（以下「この計画」という。）は、新型インフルエンザ等が国内外において大発生した場合においても、人命最優先の原則から感染拡大防止を前提に、都市ガスの供給を可能な限り維持し、ライフライン事業者としての社会的使命を果たすため、必要な対応・措置を定めるものである。

1-2 業務計画の運用

（1）この計画の対象とする「新型インフルエンザ等」とは、以下の通りとする。

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定される新型インフルエンザ等感染症。
- ② 感染症法第6条第8項に規定される指定感染症で、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあるもの。
- ③ 感染症法第6条第9項に規定される新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザ等感染症と同等に社会的影響が大きなもの。

（2）新型インフルエンザ等発生時は、社会機能維持者（※）は最低限度の稼働がなされていると想定する。

※ 治安を維持する者、ライフライン事業者（電力・ガス・水道）、ライフラインを維持するために必要な物資を輸送する者、国または地方公共団体の危機管理に携わる者、国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

2-1 新型インフルエンザ等対策の実施体制

（1）新型インフルエンザ等の発生段階は、「新型インフルエンザ等対策青森県行動計画（平成25年11月制定・令和7年6月改定）」に定めるとおりとする。

発生段階	状態
準備期	新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで
初動期	新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまで
対応期	基本的対処方針の策定後、政府対策本部が廃止されるまで

(2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の体制は、以下の区分による。

発生段階	非常体制の区分※
準備期	体制はなし
初動期	第一次非常体制
対応期	第一次非常体制～第二次非常体制
	第二次非常体制～第三次非常体制

※体制については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条・第32条に規定される新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置・同緊急事態措置の発令状況を踏まえ、上記を原則とするものの、ウイルスの種類によりまちまちであることから、状況に応じて柔軟に対応する。

(3) 組織及び業務分担と訓練

非常体制の組織及び業務分担は、別表第1-1、別表第1-2に定める。また、体制がより有効に機能するよう、訓練等を実施する。

(4) 非常体制の発令・解除

非常体制の発令解除は、別表第2により行うものとする。

- ① 非常体制の発令（第一次非常体制については自動）は、政府対策本部・都道府県の決定判断、ならびに新型インフルエンザ等の発生状況について情報収集を行い、供給区域内における各措置の発令状況や第4章に規定する事業継続計画の発動の要否を踏まえ、第二次非常体制や第三次非常体制への移行が必要と判断した場合、本部長代行者（別表第4）に該当する職員の具申に基づいて本部長（社長）が決定する。
- ② 本部長は、厚生労働省がインフルエンザ流行の終息を宣言した場合、その他必要がなくなった場合には、非常体制を解除する。
- ③ 本部長の代行順位は、別表第4のとおりとする。

2-2 情報収集及び共有体制、関係機関との連携

- (1) 平常時より、別表第6に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を入手するとともに、これらの機関と適切に情報交換を行う。
- (2) 非常体制時には、別表第6に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を入手するとともに、これら外部諸機関と適切に情報交換を行う。
- (3) 別表第1-1に定める各班（以下「各班」という）は、得られた情報を必要に応じて迅速かつ適切に関係部所に周知する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

3-1 感染対策の検討・実施

3-1-1 平常時における対応

- (1) 従業員等への感染防止の観点から、医療用マスク、ゴーグル等を必要数備蓄する等、新型インフルエンザ等の流行に備えた準備を行うとともに、手洗いの励行、健康状態の自己把握に努めるよう求めるなど、感染防止意識の啓発等を行う。

3-2 第一次非常体制における対応

3-2-1 情報収集及び周知

- (1) 対策本部を立ち上げ、別表第6に定めるに外部諸機関を通じて、国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する最新の情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 対策本部は、得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係部所に周知する。

3-2-2 基本的な対応

- (1) 業務の縮小や人員の再配置は行わず、感染予防措置等を徹底していくことで対応する。
- (2) 感染状況に応じて、必要な追加対策等を実施する。

3-2-3 感染予防のための措置

総務班は、対策本部設置後、速やかに以下の事項を周知・徹底する。

- ① 新型インフルエンザ等の基礎知識
- ② マスク着用、手洗い・うがい励行等の感染予防策や感染拡大を防止するための「咳エチケット」等
- ③ 必要な従業員へマスク、ゴーグル等の感染防止物資の配布
- ④ 総務班に設置する健康相談窓口とその活用方法
- ⑤ 発熱時には直ちに医療機関で受診し、医師の指示に従うこと
- ⑥ 従業員等及びその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合、または感染者に接触した場合の、会社への連絡、勤務の取り扱い等、従業員等が取るべき措置に関すること
- ⑦ 会議・集会等とその出席者数の制限に関すること
- ⑧ 新型インフルエンザ等発生国・地域への滞在・出張・旅行等に関する取り扱い

3-3 第二次非常体制における対応

3-3-1 情報収集及び周知

- (1) 各班は、別表第6に定めるに外部諸機関を通じて、国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する最新の情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 各班は、得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係部所に周知する。

3-3-2 事業運営体制

- (1) 対策本部を立ち上げ、全社体制を発令する。
- (2) 各班は事業継続を前提とした体制に移行する。
- (3) 各班は、第三次非常体制への移行による業務継続計画発動に伴う業務縮小に速やかに移行できるよう準備を行う。

3-3-3 基本的な対応

- (1) 供給維持業務、保安業務、優先度が高い需要家の営業関連継続業務に限定し事業を継続する。
- (2) 感染防止、感染拡大防止の観点から、お客さまとの接点（面対）業務の実施方法を決定する。
(検針、安全点検、開閉栓、機器修理、内管漏洩修理、マイコン復帰等)

3-3-4 感染拡大予防のための措置

総務班は、第一次非常体制における措置に加えて、以下の項目等に取り組む。

- ① 国内外の新型インフルエンザ等感染状況等に加えて、従業員の新型インフルエンザ等罹患状況を継続的に把握し、周知する。
- ② 従業員等及びその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合は、地域の保健所等と綿密な連携を取り、指定医療機関等での隔離・医療措置に協力する。
- ③ 会議・集会に加えて、教育研修・イベント等の延期または中止の検討をするように各班に指示する。
- ④ 事業所入所の際の感染防護措置（手洗い・うがい・検温など）実施、マスクの室内常時着用等の感染防止対策を徹底する。
- ⑤ 訪問先での作業においては、必要に応じて、医療用マスク、ゴーグル等の防護用品も併せて使用すべきことを周知徹底する。
- ⑥ 国及び地方公共団体の指示に基づく、ワクチン接種等の新型インフルエンザ等予防措置を実施する。

3-4 第三次非常体制における対応

3-4-1 情報収集及び周知

- (1) 各班は、別表第6に定めるに外部諸機関を通じて、国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する最新の情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 各班は、得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係部所に周知する。

3-4-2 事業運営体制

- (1) 対策本部による全社体制を継続する。
- (2) 各班は業務継続計画発動に伴う業務縮小体制に移行する。

3-4-3 基本的な対応

- (1) 供給維持業務、保安業務、優先度が高い需要家の営業関連継続業務に限定し事業を継続する。
- (2) 感染防止、感染拡大防止の観点から、お客さま接点（面対）業務はすべて中止する。
(検針、安全点検、開閉栓、機器修理、内管漏洩修理、マイコン復帰等)

3-4-4 感染拡大予防のための措置

3-3-4に準ずる。

3-5 感染終息に向けた対応

各班は下記の対応策を実施する。

- ① 新型インフルエンザ等からの回復者のリストアップと要員の確保見通しの検討。
- ② 流行終了後に回復させる業務の順位付けの確認。
- ③ 消費した衛生資材等の数量把握と不足分の補充。

第4章 事業継続計画

4-1 基本方針

(1) 最優先する事項

お客さま、従業員等（家族含む）、供給継続に資する関連事業者の生命保護を事業継続に優先する。

(2) 事業継続計画の基本的な考え方

都市ガスの製造・供給について、大規模な供給途絶を招かないことを目的とする。それ以外の業務については、人命保護・感染拡大防止の観点から縮小する。

(3) 事業継続計画の発動

原則として、対応期の状況になり本部長が必要と判断した場合、事業継続計画を発動する。

4-2 継続業務の特定と継続方法

(1) 継続業務（重要業務）、その他業務（休止業務）の分類及び方針

業務を「A：継続業務」と「B：その他業務」に分類し、新型インフルエンザ等が流行し、本部長が事業継続計画を発動した場合に移行する。

区分	名称	内容
A	継続業務	都市ガスの供給維持に必須な業務及びその支援業務
B	その他業務	「A：継続業務」以外の業務 (被害想定に応じて継続または中止する業務)

(2) 主な業務分類

各班の業務を以下の通り分類する。

組織	区分	主な業務
製造班	A	ガス製造業務、受入・供給業務、原料調達業務(LPG)
	B	計画的な設備工事、修繕工事および検査・点検、教育研修
供給班	A	供給操作、保安指令・修理、圧力操作、緊急時の圧力検討、防災業務、災害時の情報管理、協力会社対応、緊急性を有する工事、他工事対応
	B	技術開発、定期保安点検、定期漏洩検査、計画工事、教育研修
営業班	A	優先復旧お客様の機器修理の現地対応、開閉栓、検針集金、機器修理
	B	営業活動、店頭業務、定期保安巡回
総務班	A	電話受付/情報連絡、対外対応、マスコミ対応、継続システム運転、給与、建物及び付帯設備の維持管理、資金調達・支払手続き、材料の受付・出庫
	B	教育研修、プロジェクト業務、監査、環境関連、イベント

(3) 継続業務の要員計画

組織名	主な継続業務	要員数	要員内訳
			社員
製造班	・ガス製造業務 ・受入・供給業務 ・原料調達、発注業務(LPG)	2	2
供給班	・供給指令	5	5
	・保安指令・修理		
	・緊急性を有する工事		
	・資機材の調達、倉庫からの出庫業務		
	・他工事対応 (パトロール他工事受付・照会・立会)		
営業班	・優先復旧お客様の機器修理の現地対応	3	3
	・資機材の調達、倉庫からの出庫業務		
総務班	・対策本部事務局	3	3
	・感染拡大に関する業務 (ワクチンの接種他)		
	・勤務状況・健康状態の確認		
	・社外対応		
	・プレスリリースの発信、マスコミ対応		
	・継続システムの運転		
	・電話受付/情報連絡		
	・建物及び付帯設備の維持管理		
	・資金調達、支払手続き		
合計		13	13

4-3 特定接種の実施

4-3-1 接種対象

特定接種は、この計画に定める継続業務に従事する者を対象とする。

4-3-2 接種場所

ワクチンの接種は、当社事務所又は医療機関等で行う。

4-3-3 その他

今後、内閣府が策定する「特定接種の実施要領」に基づき、必要に応じて接種対象や接種場所を見直す。

第5章 その他

5-1 教育・訓練

(1) 感染予防に関する教育

感染予防に関して、教育・訓練を計画して実施する。

(2) 感染発生を想定した初動訓練

感染発生を想定し、感染者が確認された場合の初動措置などの適切な対応ができるよう、計画的に訓練を実施する。

(3) 供給継続に係る訓練

継続業務の指定を受けた従事者に対して、通常の業務以外の指定を受けた者はその業務を円滑に実施できるよう訓練する。

(4) 全体訓練

全体訓練として、対策本部の設置に始まり、継続業務の遂行に至る一連の流れを関係者で確認する訓練も計画して実施する。

5-2 計画の見直し

新型インフルエンザ等の大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて、この業務計画は隨時見直し、必要に応じて修正を加えるものとする。

別表第1－1 新型インフルエンザ発生時の体制

対策本部	(第一次非常体制、第二次非常体制、第三次非常体制ともに)
総務班	
製造班	
供給班	
営業班	

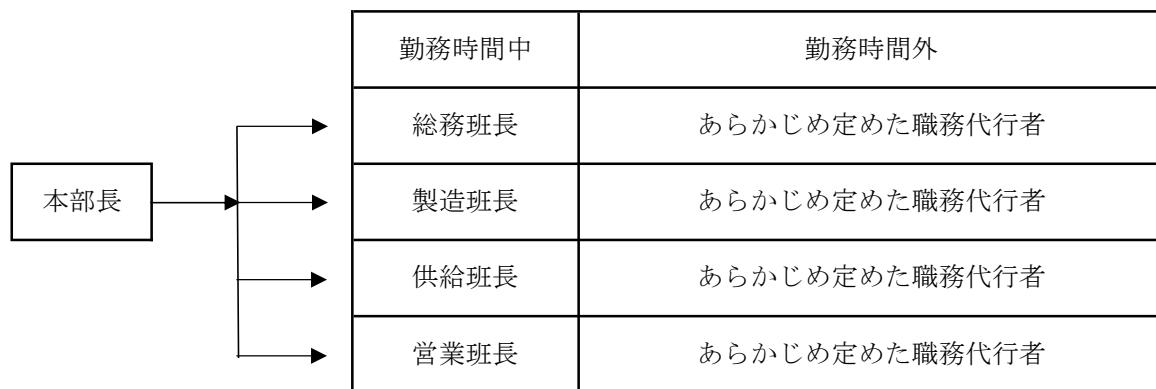
別表第1－2 業務分担

組織	主な業務
対策本部	業務の推進・統括 対策・方針の決定、指示
総務班	外部広報対応、役所への対応に関する事項 職員の勤務状況・安否の確認、感染予防・感染拡大阻止にかかる諸行動の周知徹底 お客様への広報活動の支援 コンピューター等のシステムに係る対策 電話受付／情報連絡
製造班	製造設備に関する対応 製造業務に関する対応 資機材の在庫の確認
供給班	優先支援需要家のお客さま対応 供給設備に関する対応 供給業務に関する対応 資機材の在庫の確認
営業班	営業活動に関する対策 附帯事業に関する対策 お客様への広報活動 お客様対応

別表第2 非常体制発令・解除の権限者

非常体制の区分	発令・解除の権限者
第一次非常体制	本部長（社長）
第二次非常体制	本部長（社長）
第三次非常体制	本部長（社長）

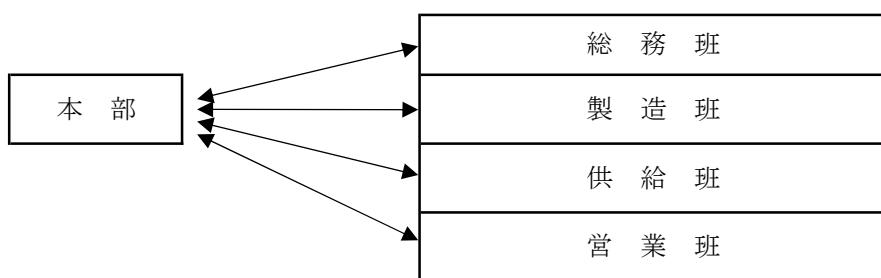
別表第3 体制発令・解除の伝達経路



別表第4 本部長代行順位

順位	役職
第1位代行者	業務部長
第2位代行者	総務課長
第3位代行者	供給保安課長
第4位代行者	営業課長

別表第5 指令伝達及び情報連絡経路



別表第6 社外機関に対する通報・連絡の経路

